

## 「第4次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画（素案）」に対する意見募集 (パブリックコメント) の実施について

県では、海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全のため、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、令和3年3月に「第3次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画」を策定しました。この計画が令和7年度で終了することから、「第4次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画」の策定に取り組んでいます。

計画の策定にあたり、この素案に対する県民の皆様の御意見を広く募集します。

### 1 計画等の名称

第4次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画（素案）

### 2 意見の提出期間

令和7年12月10日（水）から令和8年1月9日（金）（必着）

### 3 関係資料の閲覧方法

#### （1）閲覧場所

秋田県生活環境部環境整備課

秋田県総務部広報広聴課

秋田県各地域振興局総務企画部地域企画課

美の国秋田ネット (<https://www.pref.akita.lg.jp>) 環境整備課ページ

#### （2）閲覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日を除く）

### 4 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

様式は任意です。参考として「意見書様式」を添付しますので、ダウンロードしてお使いください。

### 5 意見の提出先

秋田県生活環境部 環境整備課 調整・循環型社会推進チーム

[住所] 〒010-8570 秋田県秋田市山王4丁目1-1

[ファクシミリ] 018-860-3835

[電子メール] [recycle@pref.akita.lg.jp](mailto.recycle@pref.akita.lg.jp)

### 6 意見提出の際の留意事項

意見の提出に当たっては、提出される方の住所・氏名を明記してください。

住所等を明記していない場合は、提出意見として取り扱わない場合もあります。

なお、電話や口頭での受付はいたしませんので御了承ください。

### 7 提出された意見の公表

提出していただいた御意見については、県の考え方を付して、内容を公表します。その際、住所・氏名は公表しません。

なお、同種の御意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表する場合があります。また、素案に対する賛成、反対のみの御意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて県の考え方を示しません。